

お知らせ

森林整備保全事業設計積算 要領等の改正の適用について

改正概要

以下の積算要領等の適用日を **令和4年10月1日**とします。

ただし、**一般管理費等率については、令和4年5月1日**とします（別紙参照）。

「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について

- (1) 「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」の一部改正
- (2) 「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」の一部改正
- (3) 「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」の一部改正
- (4) 「森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について」の一部改正
- (5) 「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」の一部改正
- (6) 「森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について」の一部改定
- (7) 「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定について」の一部改正

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の一部改正について

- (8) 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の一部改正

※要領等の詳細な内容は林野庁ホームページを参照してください。

※林野庁では本改正を令和4年4月1日適用としていますが、

埼玉県では令和4年10月1日適用とします（一般管理費等率を除く）。

※（3）は林野庁ホームページに掲載されておられません。

- (1)、(2)、(4)、(5)、(8)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

- (6)、(7)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html

令和4年5月から一般管理費等率の算定式を以下のとおり改正します。

現 行

500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$	7.47%



改 正

500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

※ C_p : 工事原価 (円)

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合。